

平成25年第4回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成25年4月9日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 佐藤委員, 山本委員
- 4 欠席委員 河村委員
- 5 事務局 政田生涯学習部長, 小山学校教育部長, 平井生涯学習部次長,
対馬生涯学習部次長, 渡邊管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第2号 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第3号 教育財産の設定に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第3 報告事項
 - ・市民体育館の敷地の変更について
 - ・平成25年度学校教育推進の指針アプローチについて
 - ・教職員の懲戒処分内申の結果について
 - 追加日程 議案第4号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 佐藤委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第3, 報告事項の3点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。

- それでは, 日程第1, 議案第1号「函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて」および議案第2号「函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号および議案第2号の2件について, 順次, 説明する。
- まず, 議案第1号「函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて」であるが, 推薦団体からの申し出により, 現委員 小沢信行 氏を, 平成25年4月9日をもって解任しようとするものである。
- 続いて, 議案第2号「函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて」であるが, 解任委員の後任として, 川嶋信義 氏を, 平成25年4月9日から前任者の残任期間

である平成26年3月10日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第1号および議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第3号「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの設定は、本年度から（仮称）日吉多目的グラウンド整備事業に着手することから、「もと北高等学校跡地」を当該多目的グラウンド予定地とするため、日吉4丁目50番5号の土地、4万6千579.57㎡を市長部局から引き継ぎ、教育財産としようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、報告事項の1点目「市民体育館の敷地の変更について」報告を求める。

■生涯学習部長

- 報告事項の1点目「市民体育館の敷地の変更について」報告する。
- このたびの敷地の変更については、土木部が所管する湯川公園を、函館アリーナの建設用地として活用することとしたため、3月31日をもって湯川公園を廃止したものであるが、函館アリーナ建設着工までの数か月間についても、これまでの公園と同様に供用し、維持管理をする必要があることから、4月1日付けで公園敷地の1万7千095.70㎡を教育委員会に所管替えし、市民体育館の敷地としたものである。
- なお、本来であれば、教育委員会に提案し、決定をいただくものであるが、時間的な暇がなかったことから、函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則、第2条の規定により、教育長の代理によって決定したものである。

■橋田委員長

- 次に、報告事項の2点目「平成25年度学校教育推進の指針アプローチについて」報告を求める。

■学校教育部長

- 報告事項の2点目「平成25年度学校教育推進の指針アプローチについて」報告する。
- 「アプローチ」は、函館市義務教育基本計画の年度ごとの重点事項を各学校に周知するためのものであり、平成25年度に指導主事が学校訪問を行う際に、この冊子をもとに助言や指導を行っていく予定となっている。
- 今年度は、「豊かなつながりの中で、確かな学びを積み重ねる」ことを学校教育推進のテーマとしている。この「豊かなつながり」とは、学校と家庭の日常的なつながりを始

め、地域公開実践などを通じた地域とのつながり、近隣学校や他校種などとのつながりなど、これまで以上に、その関係性の密度や相乗効果を高め、協働することを目指しているものである。

- サブテーマについては、『「この子」のために、みんなの力を』としており、一人ひとりの「この子」をかけがえのない存在として慈しみ、その成長にとって、今必要な指導をていねいに行うこと、その意識を抛り所にした取組を組織的に、日々積み重ねることで、一人ひとりが成長し、学級や学年がよりよい方向に向かい、学校力による成果が目に見えるものとなるよう願いを込めて作成したものである。
- 具体的には、義務教育基本計画の中間評価の結果に基づき、「授業改善」，「生徒指導」，「学校安全」，「特別支援教育」の4点を小・中学校の教育推進の重点事項として定めたものである。
- 4点の重点事項については、1点について1ページずつ、全ての小・中学校で意識していただきたいことについて、掲載している。
- 1点目の「授業改善」では、各学校に対して、学校ぐるみの組織的な学習指導を改善すること、自分の考えを説明したり、書いたりする学習活動の展開をすることなどの大切さを示している。
- 2点目の「生徒指導」では、授業づくりや学級づくりにおいて、絆づくりや居場所づくりを心がけることの必要性を示している。
- 3点目の「学校安全」では、いじめられた子どもを徹底して守り通す姿勢を大切にすること、危険に気づき、自ら適切に行動する意識を高める指導を充実することの必要性を示している。
- 4点目の「特別支援教育」では、学校や保護者、関係機関が共通の方向性を見出したり、役割分担をしたりしながら、子どもを育むことの大切さを示している。
- 以上の内容については、昨年度末に市内幼・小・中・高等学校の教頭先生を対象に説明を行っており、今後、1年間を通して、学校訪問や教育指導課、教育センターの事業等において、取組の具体について指導してまいりたいと考えている。

■橋田委員長

- 報告事項の2点目について何かあるか。

■佐藤委員

- この「アプローチ」は指導主事が学校に赴いて説明するということだが、誰に説明するのか。校長先生や教頭先生になるのか。

■学校教育部長

- まず、この「アプローチ」は函館市立の教職員、全員に配布するものである。
- 指導主事が学校に伺うときは、まず、校長先生、教頭先生の管理職に説明し、生徒指導を担当している教職員など、それぞれの学校教育活動を推進していく担当教職員が指導主事と話をする場面を設けることとしている。

■佐藤委員

- これがどの程度、徹底されているのか。

- 最近、学校側の子どもに対する心の掛け方が希薄していると感じていると保護者から聞く。もっと、子どもや保護者側に立った対応を徹底していただきたい。

■橋田委員長

- 次に、報告事項の3点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 次に、追加日程、議案第4号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、これまで、函館市長から、湯川公園の管理に関する事務の委任を受けていたが、湯川公園の廃止により、市長から事務の委任が解除されたことに伴い、規定を整備するものである。
- 改正内容であるが、第3条第1項生涯学習文化課の項、第13号から、湯川公園を削ろうとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第4号は、原案のとおり可決する。

■終了宣言

- 午後2時15分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 田 中 修 一